

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和5年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 番号法の別表第二に基づいて、市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p><国民健康保険法に基づく事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届、被用者保険の資格及び生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退等の事務を行う。 ・被保険者証(兼高齢受給者証)、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の交付を行う。 ・基準収入額適用申請に基づく一部負担金負担割合及び高額療養費所得区分を判定する。 ・被保険者の疾病、負傷等に関して保険給付を行う。 ・出産育児一時金、葬祭費その他の保険給付を行う。 ・第三者行為による損害賠償請求に関する事務を行う。 ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の事務。 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <p><地方税法に基づく事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の賦課決定又は軽減のため、世帯主及び被保険者の所得申告を受ける。 ・国民健康保険税の特例対象被保険者等の申告を受ける。 <p><公金受取口座情報の利用></p> <p>公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、以下に掲げる公的給付を受けようとする者がその利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を実施し、デジタル庁が保有する公金受取口座情報を取得し、当該公的給付の振込口座に指定する。</p> <p>国民健康保険税の還付及び高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、特別療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金その他の保険給付</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 宛名システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	

- (1)国民健康保険税賦課ファイル
- (2)国民健康保険資格ファイル
- (3)国民健康保険給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16(地方税)及び30(国民健康保険)の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条(地方税)及び第24条(国民健康保険)</p> <p>3. 地方税法第20条の11並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条及び第9条</p> <p>5. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第1項第7号(地方税)及び第13号(国民健康保険)</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="font-size: small;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
--------	---

②法令上の根拠	<p><情報提供事務> 番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>1. 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>2. 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>3. 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項(17、22、88、97、106、120の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)</p> <p>1. 別表第二省令各条 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、59条の3(国民健康保険法及び医療保険各法)</p> <p><情報照会事務> 番号法第19条第8号別表第二</p> <p>1. 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>2. 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項)</p> <p>3. 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p><オンライン資格確認等の事務> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p><公金受取口座情報の事務> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第1項第7号(地方税)及び第13号(国民健康保険)</p>
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 国保年金課、財政部 収納課
②所属長の役職名	国保年金課長 収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 国民健康保険係・国保税係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2161 ファクス：0173-42-3912 E-mail：kokuho@city.tsugaru.lg.jp </div> <div style="width: 45%;"> 郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2163 ファクス：0173-42-9911 E-mail：syunouka@city.tsugaru.lg.jp </div> </div>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 国民健康保険係・国保税係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2161 ファクス：0173-42-3912 E-mail：kokuho@city.tsugaru.lg.jp </div> <div style="width: 45%;"> 郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所：青森県つがる市木造若緑61番地1 電話：0173-42-2163 ファクス：0173-42-9911 E-mail：syunouka@city.tsugaru.lg.jp </div> </div>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[500人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[発生なし]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	国民健康保険課 台丸谷 績 収納課 菊地 芳生	国民健康保険課 嶋 昂 収納課 木村 浩幸	事後	人事異動による
平成29年4月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成27年7月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年4月1日	所属長	国民健康保険課長 嶋 昂	国民健康保険課長 成田毅彦	事後	人事異動による
平成31年4月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	1-7 ファックス番号	0173-42-2480	0173-42-3912	事後	
平成31年4月1日	1-8 ファックス番号	0173-42-2480	0173-42-3912	事後	
平成31年4月1日	1-7 メールアドレス	kokuhoka@city.tsugaru.aomori.jp	kokuho@city.tsugaru.aomori.jp	事後	
平成31年4月1日	1-8 メールアドレス	kokuhoka@city.tsugaru.aomori.jp	kokuho@city.tsugaru.aomori.jp	事後	
令和2年4月1日	I-5 所属長の役職名	国民健康保険課長 成田毅彦	国民健康保険課長	事後	
令和2年4月1日	I-5 所属長の役職名	収納課 木村 浩幸	収納課長	事後	人事異動による
令和2年4月1日	I-7 係名	国保・国保税係	国民健康保険係・国保税	事後	
令和2年4月1日	I-8 係名	国保・国保税係	国民健康保険係・国保税	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報1特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。</p> <p>① 住民の異動届及び生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ② 国民健康保険に加入している世帯主及び擬制世帯主に対し、世帯主及び被保険者の所得、世帯状況を基に国民健康保険税を賦課、更正及び減免を行う。 ③ 非自発的失業者に係る申告書等により、国民健康保険税の軽減を行う。 ④ 滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ⑤ 基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ⑥ 一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ⑦ 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 住民の異動届及び生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ② 世帯主が、世帯主及び被保険者の所得を申告する。 ③ 転入者の所得等を全住所地に照会する。 ④ 非自発的失業者に係る申告書等により、国民健康保険税の軽減を行う。 ⑤ 基準収入額適用に関する申請書から所得区分を再判定し、青森県国民健康保険被保険者証兼高齢受給証を発行する。 ⑥ 被保険者の疾病、負傷に関して、保険給付を行う。 ⑦ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の準備事務。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備の追加に伴う変更
令和3年4月1日	I 関連情報2特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収納滞納ファイル	(1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報2個人番号の利用 法令上の根拠		3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 を追加する。	事後	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備の追加に伴う変更
令和3年4月1日	I 関連情報3情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(オンライン資格確認等の準備事務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 を追加する。	事後	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備の追加に伴う変更
令和3年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法第19条第4号以降に号ズレが生じたことによる修正。 施行日は令和3年9月1日。
令和4年4月1日	I-5-②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 住民の異動届及び生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ② 世帯主が、世帯主及び被保険者の所得を申告する。 ③ 転入者の所得等を全住所地に照会する。 ④ 非自発的失業者に係る申告書等により、国民健康保険税の軽減を行う。 ⑤ 基準収入額適用に関する申請書から所得区分を再判定し、青森県国民健康保険被保険者証兼高齢受給証を発行する。 ⑥ 被保険者の疾病、負傷に関して、保険給付を行う。 ⑦ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の準備事務。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 住民の異動届、被用者保険の資格及び生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ② 世帯主が、世帯主及び被保険者の所得を申告する。 ③ 転入者の所得等を前住所地に照会する。 ④ 非自発的失業者に係る申告書等により、国民健康保険税の軽減を行う。 ⑤ 基準収入額適用に関する申請書から所得区分を再判定し、国民健康保険被保険者証兼高齢受給証を発行する。 ⑥ 被保険者の疾病、負傷に関して保険給付を行う。 ⑦ 出産育児一時金及び葬祭費等その他の保険給付を行う。 ⑧ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の事務。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
令和4年4月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>(オンライン資格確認等の準備事務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 1. 別表第二省令 第20、25、26条</p>	<p>(オンライン資格確認等の事務) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 1. 別表第二省令 第20、25、26条</p>	事後	
令和4年4月1日	I-5-①部署	民生部 国民健康保険課	民生部 国保年金課	事後	機構改革に伴う修正
令和4年4月1日	I-5-②所属長の役職名	国民健康保険課長	国保年金課長	事後	機構改革に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I-7請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国民健康保険課 国民健康保険係・国保税係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2161 ファクス: 0173-42-3912 E-mail: kokuho@city.tsugaru.aomori.jp 郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2163 ファクス: 0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.aomori.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 国民健康保険係・国保税係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2161 ファクス: 0173-42-3912 E-mail: kokuho@city.tsugaru.lg.jp 郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2163 ファクス: 0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.lg.jp	事後	機構改革に伴う修正
令和4年4月1日	I-8連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国民健康保険課 国民健康保険係・国保税係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2161 ファクス: 0173-42-3912 E-mail: kokuho@city.tsugaru.aomori.jp 郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2163 ファクス: 0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.aomori.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 民生部 国保年金課 国民健康保険係・国保税係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2161 ファクス: 0173-42-3912 E-mail: kokuho@city.tsugaru.lg.jp 郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所: 青森県つがる市木造若緑61番地1 電話: 0173-42-2163 ファクス: 0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.lg.jp	事後	機構改革に伴う修正
令和4年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-1②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 住民の異動届、被用者保険の資格及び生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</p> <p>② 世帯主が、世帯主及び被保険者の所得を申告する。</p> <p>③ 転入者の所得等を前住所地に照会する。</p> <p>④ 非自発的失業者に係る申告書等により、国民健康保険税の軽減を行う。</p> <p>⑤ 基準収入額適用に関する申請書から所得区分を再判定し、国民健康保険被保険者証兼高齢受給証を発行する。</p> <p>⑥ 被保険者の疾病、負傷に関して保険給付を行う。</p> <p>⑦ 出産育児一時金及び葬祭費等その他の保険給付を行う。</p>	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p><国民健康保険法に基づく事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届、被用者保険の資格及び生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退等の事務を行う。 ・被保険者証(兼高齢受給者証)、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の交付を行う。 ・基準収入額適用申請に基づく一部負担金負担割合及び高額療養費所得区分を判定する。 ・被保険者の疾病、負傷等に関して保険給付を行う。 ・出産育児一時金、葬祭費その他の保険給付を行う。 ・第三者行為による損害賠償請求に関する事務を行う。 	事後	事務内容の見直しに伴う変更及び掲載位置の移動
令和5年4月1日	I-1②事務の概要	<p>⑧ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の事務。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の事務。 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	事後	事務内容の見直しに伴う変更及び掲載位置の移動

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-1②事務の概要		<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	事後	掲載位置の移動
令和5年4月1日	I-1②事務の概要		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。	事後	新規
令和5年4月1日	I-1②事務の概要		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	新規
令和5年4月1日	I-1②事務の概要		<地方税法に基づく事務> ・国民健康保険税の賦課決定又は軽減のため、世帯主及び被保険者の所得申告を受ける。 ・国民健康保険税の特例対象被保険者等の申告を受ける。	事後	掲載位置の移動
令和5年4月1日	I-1②事務の概要		<公金受取口座情報の利用> 公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、以下に掲げる公的給付を受けようとする者がその利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を実施し、デジタル庁が保有する公金受取口座情報を取得し、当該公的給付の振込口座に指定する。 国民健康保険税の還付及び高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、特別療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金その他の保険給付	事後	事務内容の見直し及び公金受取口座情報の利用開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-3.法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第16、24条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の16(地方税)及び30(国民健康保険)の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第16条(地方税)及び第24条(国民健康保険)</p>	事後	事務内容の見直しに伴う変更
令和5年4月1日	I-3.法令上の根拠	<p>3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>3. 地方税法第20条の11並びに国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> <p>4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条及び第9条</p> <p>5. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第1項第7号(地方税)及び第13号(国民健康保険)</p>	事後	事務内容の見直し及び公金受取口座情報の利用開始に伴う変更
令和5年4月1日	I-4.②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>番号法第19条第8号別表第二</p> <p>1. 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>2. 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、97の項)</p> <p>3. 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項(17、22、88、97、106の項)</p>	<p><情報提供事務></p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>1. 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</p> <p>2. 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</p> <p>3. 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項(17、22、88、97、106、120の項)</p>	事後	事務内容の見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-4.②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 1. 別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 1. 別表第二省令各条 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、59条の3(国民健康保険法及び医療保険各法)	事後	事務内容の見直しに伴う変更
令和5年4月1日	I-4.②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号別表第二 1. 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) 2. 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、97の項) 3. 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項(17、22、88、97、106の項)	<情報提供事務> 番号法第19条第8号及び別表第二 1. 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) 2. 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 3. 第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項(17、22、88、97、106、120の項)	事後	事務内容の見直しに伴う変更
令和5年4月1日	I-4.②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 1. 別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 1. 別表第二省令各条 第1、2、3、4、5、8、10条の2、11条の2、12条の3、15、19、20、22条の2、24条の2、25、31条の2、33、41条の2、43、44、46、49、53、59条の3(国民健康保険法及び医療保険各法)	事後	事務内容の見直しに伴う変更
令和5年4月1日	I-4.②法令上の根拠	4. 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) 5. 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)	(削除)	事後	対象外事務の見直しに伴う削除

